

JASTPRO

2023年4月 第527号

目次

アセアン諸国のシングルウィンドウの現況⑥ –ラオスとブルネイ– 1 シニア アドバイザー 渡邊 浩吉	1
国連CEFACTからのお知らせ..... 21	21
2023年度事業計画及び予算について..... 22 事務局	22
賛助会費お振込みのお願い..... 23	23

— JASTPRO広報誌電子版のご案内 —

当協会ホームページで電子版をご覧ください。

<https://www.jastpro.org/>

電子版掲載は、Twitter (@_jastpro) でご案内しています。

ホームページ更新、刊行物のご案内、講演会開催のお知らせなども発信しております。フォローいただければ幸いです。

パソコンからもご覧いただけます。 https://twitter.com/_jastpro

メールにて掲載通知をご希望の方は、次の内容をお問い合わせページからお知らせください。

- ✓ ご所属組織名称
- ✓ 所属されている部署
- ✓ お名前
- ✓ ご連絡先電話番号
- ✓ 送達ご希望メールアドレス

お問い合わせページ：<https://www.jastpro.org/pages/5/>



ホームページ



YouTube



Twitter

アセアン諸国のシングルウィンドウの現況⑥ ラオス と ブルネイ

シニア アドバイザー 渡邊浩吉

免責：本報告書の内容については、出来る限り吟味をしておりますが、正確性を保証するものではありません。ご自身で再検証の上、ご活用願います。

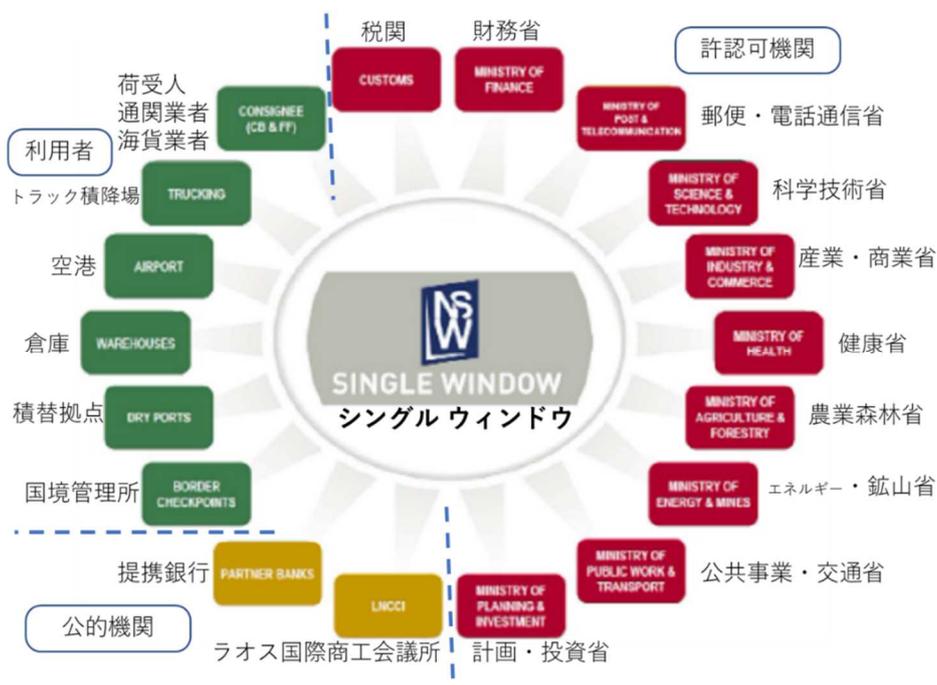
ラオス

1. シングル ウィンドウ (National Single Window)

1-1. 概要

- (1) 名称： Lao National Single Window (LNSW)
- (2) 稼働： 2021年2月23日
- (3) 主管： 財務省 (Ministry of Finance)
- (4) 運用： Lao National Single Window Co., Ltd. (LNSW 会社)
ラオス政府 (代表：財務省) と BIVAC Lao Co., Ltd.¹との合弁会社

1-2. LNSW の連携される利用者 (出典：Lao National Single Window Web サイト)²



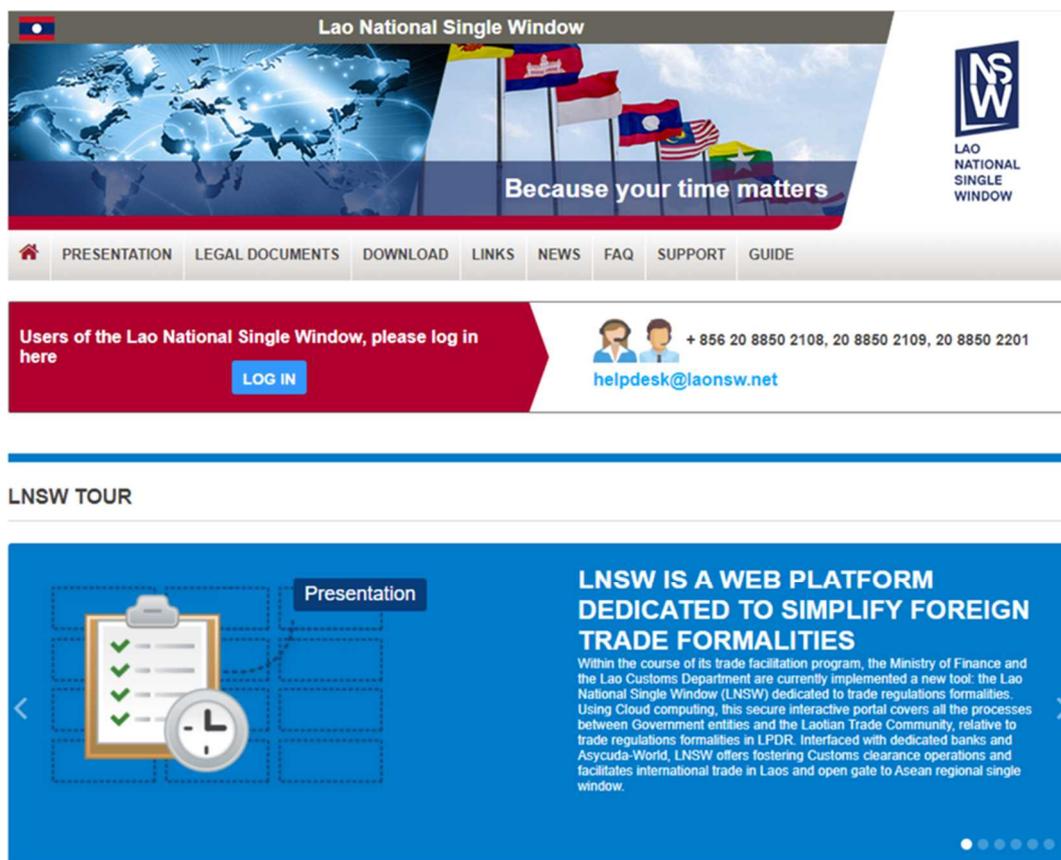
¹ BIVAC (Bureau Inspection Valuation Assessment Control)は、1828年海上保険会社に情報を提供する会社としてフランスで創業。その後アフリカを始めとする多くの国の船積前調査を行うなど通関にも関わりを持ち、SWの開発なども手掛ける多国籍会社となった。

² <https://www.laonsw.net/web/epermitsv2/presentation-structure>

1-3. 趣旨

- ・ 財務省より 2021 年 2 月 24 日、LNSW の使用に係る通達が出された。³
(詳細については下述の LNSW の項を参照)
- ・ システムを使用することで徴税プロセスが改善され、歳入の増大が期待できる。
- ・ 同時に商品貿易が確実に透明化される。
- ・ 使い慣れが大切で、利用講習は LNSW 会社にて月曜から金曜まで無料で開催される。
- ・ LNSW により期待されることは主として次の通り。
 - a) 輸入許可証の申請・発給の円滑化
 - b) マニフェストに付された ID をたどって貨物の動静を追跡できるようにする。
 - c) 一回の支払いで関税や関係料金を徴収できるようにすること。

1-4. LNSW のアクセスサイト⁴



³ <https://eccil.org/news/notification-on-the-use-of-lao-national-single-window-system/>

⁴ <https://www.laonsw.net/>

1-5. 目的

- a) 輸入手続きをより効率よく単純化する。
- b) 文書を標準化し、一回の提出で済むようにすることで、書面作業の負担を軽減する。
- c) 国境での検査や査定を速くすることで国境通過が効率化し取引の経費節約となる。
- d) 官側と民側の透明化が進む。
- e) 人的資源をより合理的に使う。

1-6. 機能

- a) 許可の電子化（許可の申請と査定のプロセス）
- b) マニフェストの電子化（貨物の追跡と現物との照合）
- c) 品代の請求と諸料金の請求について一か所で出来るようにする。
- d) 統計資料と報告の提示

1-7. LNSW 開発の経緯とその他貿易手続き関連システム⁵

(1) LNSW の開発

- ・ LNSW は、EC 国際商工会議所（EuroCham）のラオス拠点 ECCIL（European Chamber of Commerce and Industry in Laos）の仲介で、フランス籍の Bureau Veritas 社の小会社 BIVAC 社のラオス事業所が、ラオスの財務省(MOF)と合意して PPP（官民連携）の合弁会社 LNSW 社を設立し、2013 年 1 月 28 日、LNSW 社にフル稼働後 10 年間、システムの利用料の徴収を認可することで投下資本回収を行う設定の基に、LNSW の開発を発注したことから始まる。⁶
- ・ 運用の責任は LNSW 社が負い、ラオス政府は LNSW が効率よく運用でき、首尾よくプロジェクトが進捗するように環境整備等を行う。
- ・ <財務省協定>
 - 2015 年 6 月 26 日、上記の流れから財務省（MOF）は協定書 2109 号⁷を発出した。LNSW に係る関係省庁の協力体制を固めることが目的と思われる。7 章 21 条からなるが、要点をいくつか抜粋すると次の通りである。
 - a) LNSW を開発することの政府としての事情は、2005 年に AMS で合意した ASW に、ラオスとして参加するために必須となるからである。
 - b) 従って LNSW は次の原則に沿ったものとする。
 - ① 国際ルール、国際標準に則ったものであること。
 - ② 書類作成のプロセスが円滑化すること。
 - ③ サービスの平準化、完全性、透明性の実現。

⁵ https://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PA00TD5N.pdf

⁶ <https://laonsw.net/web/epermitsv2/news>

⁷ Agreement on the Implementation and Activities of the Development and Operation of the Lao National Single Window system (LNSW) No.2109/MoF
http://www.laotradeportal.gov.la/kcfinder/upload/files/Decision2109_2015ENG.pdf

- ④ 全てのセクターの貢献と責任を完遂すること。
 - ⑤ 経済面からも意義のあるものであること。
 - ⑥ 個人情報と商業上のデータの秘匿性を保全すること。
- c) LNSW 運営委員会を設け、その組織は次の通りとする。
- ① 議長 財務大臣
 - ② 副議長 税関事務総長 (Director General of Customs)
 - ③ 副議長 科学技術省 局長
- 委員会 関係省庁からの代表者
- d) 関係省庁
- ① 財務責任者 税関
歳入庁
情報・技術センター
 - ② 商工省 輸出入局
企業登録・管理局
 - ③ 公共事業・交通省 交通局
 - ④ 農林省 計画局
農林局
動植物検疫局
 - ⑤ 情報・文化・観光省 文化局
 - ⑥ 健康省 食品・医薬品局
補助食品登録局
 - ⑦ 外務省 外交サービス局
国際組織局
 - ⑧ 科学技術省 技術局
 - ⑨ ラオス銀行 金融政策局
 - ⑩ エネルギー・鉱山省 エネルギー局
鉱山局
 - ⑪ 天然資源・環境省 公害管理局
 - ⑫ 計画・投資省 投資促進局
 - ⑬ 内閣府 事務局
経済局
 - ⑭ 国防省 事務局
 - ⑮ 治安省 事務局
 - ⑯ 郵便・電話通信省 事務局
 - ⑰ 法務省 法律局
 - ⑱ 経済特区 経済特区事務局

- ・ 2016年8月に自動車輸入に係る輸入ライセンスをLNSWから取得するパイロットテストが

行われ、商工省(MOIC: Ministry of Industry and Commerce) はオンラインでライセンスを発給し、輸入者はこれを印刷の上、商工省に提出しサインを取得した由である。

- ・ BIVAC は科学技術省(MOST: Ministry of Science and Technology)と協議し、2017年10月から LNSW に電子署名が実装されることになった。許認可を行う他省庁との連携において必要とされる。
- ・ <財務省通達>

BIVAC との PPP 合意において、ラオス政府は LNSW の効率的な運用をサポートすることになっていることもあって 2021年1月27日付で財務省(MOF) は正式に通達 163号⁸を発出した。概要のみ下記する。

- a) 2021年2月23日からラオスタイ友好橋 1 (FB1) におけるラオスの輸入については、全面的に LNSW を使用することとする。
- b) 輸出入業務に係る利用者は、関税等の税金、その他の負担金、サービス料金、その他の許認可関連の諸費用など全てを一か所(single point)で支払わなければならない。支払い方法はカードあるいは電子システムにより、BCEL 銀行 (Banque Pour Le Commerce Extérieur Lao Public) あるいは LDB (Lao Development Bank) を介しての支払いとなる。
- c) LNSW の運用を行う LNSW 社は、政府から利用料金徴収を委託されている。利用料金は一件(transaction)毎に 12万 Kip (日本円換算 1,800円) 上記は関税やその他の税金類、関係行政機関の手数料を含まない純粋にシステムの利用料金だけである。
- d) LNSW を使用するには事前に利用者登録をしておかなければならない。
(利用料金による BIVAC の開発投下資金の回収に支障をきたさないように、利用を義務付けることが目的と思われる。)

- ・ タイとの国境のラオスタイ友好橋 1 の検問所に 2019年6月に設置された第一号の LNSW に続いて、2022年6月、中国との国境にあるボテン (Boten) 検問所でも LNSW が稼働を開始した。⁹ (両場所の地図上の位置は後述の項目 ACTS の地図参照)
- ・ 内陸国であるラオスでの主要税関は畢竟、道路上に設けられた検問所に設置された税関となるが、LNSW が検問所ごとに増設されていくのは、電子データとともに、印刷した書面文書が必要となる場面があることに起因すると考えられる。
- ・ LNSW 社のパートナー ECCIL 社の発表¹⁰や Laotian Times (2021/2/24 付)の記事¹¹には、「ラオスの全ての国境や空港 (all international borders and airports in Laos)」での輸出入に LNSW を使用することが財務省から通達されたとあるが、実際の通達(上記)を見る限り、LNSW の

8

https://www.laonsw.net/documents/11961/17063/MoF_Announcement+n%20163+to+all+EOs+%26+all+Products+must+use+LNSW+%28English+version%29/e1ce0f42-2a66-404a-955b-91ae9d1c028f

⁹ <https://eccil.org/news/laos-launches-single-window-customs-system-at-second-border-crossing/>

¹⁰ <https://eccil.org/news/notification-on-the-use-of-lao-national-single-window-system/>

¹¹ <https://laotiantimes.com/2021/02/24/lao-national-single-window-a-unique-system-to-ease-imports-exports-at-all-borders>

使用はラオス・タイ友好橋 1 (FB1) に限定された書き方になっている。空港についての LNSW 使用の情報はインターネット上に見当たらない。

- ・ 税関としては貨物のマニフェスト、輸出入申告書など全ての手続きが LNSW で遂行できることが望ましいと考えているが、それにはまず税関システムの ASYCUDA World と連携しなければならない。

(2) 税関システム ASYCUDA

- ・ ASYCUDA の開発元である国連貿易開発会議(UNCTAD: United Nations Conference on Trade and Development) は、輸出入申告書は ASYCUDA に直接入力されるべきとの考えで、つなぎ込みが得られなかった模様である。¹²
- ・ しかし、下述の ASEAN Customs Declaration Document ACDD の項の通り、輸出申告そのものではないが、15 項目ほどのデータ抽出版については LNSW で扱えるようになっているとみられる。
- ・ 一方 2021 年 2 月 23 日付の Vientian Times に、ラオス・タイ友好橋 1 における LNSW 関連記事¹³に「ASYCUDA とリンクした LNSW」との表現がなされており、実体としてどこまでリンクされているかは定かではない。

(3) 原産地証明システム e-CO システム

- ・ 2016 年 4 月、商工省 (MOIC) は独自に原産地証明のシステムを実装した。
- ・ 同システムは地場の「Cyberia Co. Ltd.」¹⁴によって開発された。
- ・ ATIGA e-Form D も含めて、輸出者がオンラインで原産地証明の申請ができるもので、現在パイロットテストを行っている。

輸出者は上記を印刷して MOIC の署名とスタンプを取得しなければならない。

- ・ 原産地証明証の手数料は従価課金で次の通り

US\$10,000 以下	40,000KIP	約 600 円
US\$10,001～US\$30,000	60,000KIP	900 円
US\$30,001～US\$60,000	80,000KIP	1,200 円
US\$60,001 以上	100,000KIP	1,500 円

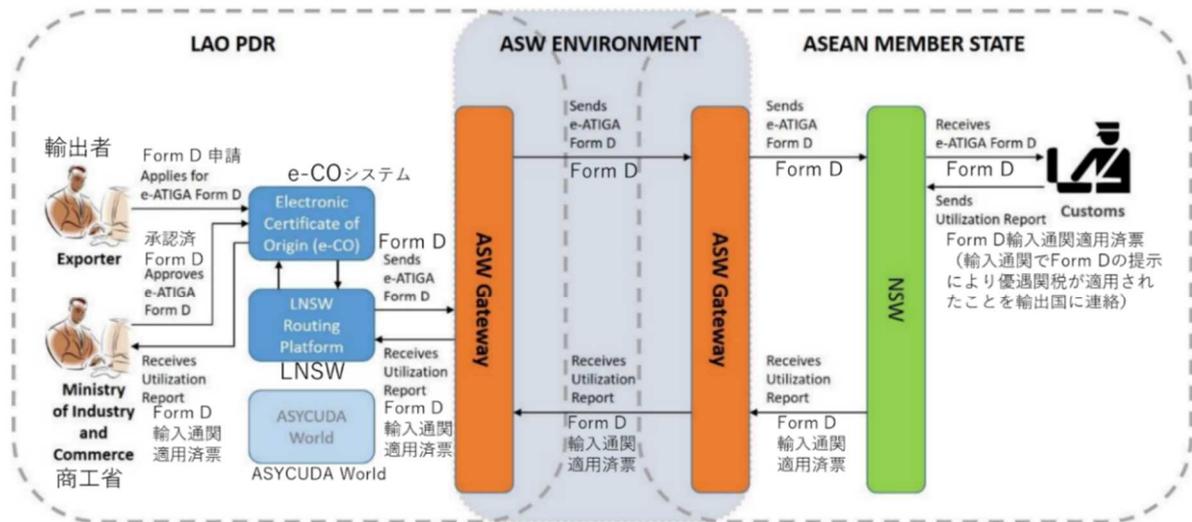
¹² https://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PA00TD5N.pdf Page-9

¹³ https://www.vientianetimes.org.la/freeContent/FreeContent_Lao_national_37.php

“Use of the LNSW, which is linked to the ASYCUDA system, will significantly increase sources of income for Laos ….”

¹⁴ 海外で活動していた技術者が 2017 年に立ち上げた 100%ラオス籍の会社

- ・ 因みに USAID が提案した ASW を介して Form D を AMS 間でやり取りする場合のデータフローは下図の通りである



ラオスからの輸出で e-ATIGA Form D が発行・伝送されるケース
Figure 1 – Proposed information flow for the e-ATIGA Form D (Exports)

出典：USAID LAO PDR National Single Window Technical Assistance

2. 法制度

2-1. 電子取引法 Law on Electronic Transaction¹⁵

- ・ 2012年12月7日に、電子取引法 法令番号 20/NA¹⁶が国会で成立した。
- ・ 基本的な概念は次のように規定されている。
 - ・ <電子取引法 第13条の要約>
 電子文書
 電子文書の概念
 - 1) 電子文書とそれが含まれる情報は、この法令および他の関係法令や規範に則り法的に有効であり執行可能である。
 - 2) 当該法規定により情報が書面であることが求められている場合、あるいは違反すると然るべき結果がもたらされると規定されている場合でも、電子文書は、その電子文書を含む情報が、後々の参照のためにアクセスできるものである限り、同法規定を充足するものとされる。
 - ・ <第14条の要約>
 電子文書の証拠性
 - 1) 他法令で特段の規定がない限り、電子文書は他の書面文書などと同等に証拠として使用することができる。
 - 2) データメッセージあるいは電子文書の（持つ証拠性の）評価は裁判所が次の基準に基

¹⁵ <http://laopremier.com/e-transactions-law/>

¹⁶ <http://www.laotradeportal.gov.la/kcfinder/upload/files/Electronic%20Transaction%20Law%20Eng.pdf>

づいて行う。

- a) データメッセージは作成されたものか、保存されたものか、伝送されたものか。
- b) 情報の完全性は保全されているか。
- c) 必要に応じて作成者、宛先、仲介システムなど
- d) その他関係事項

- ・ <その他> この法令は、電子文書の有効性をベースとし、具体的な電子取引に係る原則、規制、措置が具体的に定めている。
 - 1) 電子契約（第1章）
 - a) 売買の申し込み、売買の締結
 - b) 取引に係る意思表示
 - c) 関係者間での合意により、採用する電子手段、通信モード、電子署名の合意
 - d) 契約で規定がない限り、電子契約の条件変更は電子で可能
 - e) 電子契約にも契約および不法行為に係る法令が適用される。
 - 2) 電子データの送信者、受信者の責任（第11条）
 - 3) 電子データの送信の時点・場所、受信の時点場所（第12条）
 - 4) 電子文書のオリジナルとは（第15条）
 - 5) 電子文書の保存（第16/17条）
 - 6) 電子シール（第18条）
- ・ <電子取引法の第3部 第19条以降は、次項の「電子署名」に係る規定となる。>

2-2. 電子署名

- (1) 電子署名法規制：上記電子取引法で規定されている。

ラオスにおける電子署名のタイプ¹⁷

- a) 電子サイン（Basic Electronic Signature）
- b) 電子署名（Basic Digital Signature）
- c) 高信頼電子署名（Secure Digital Signature）

- (2) 電子署名認証局（第27条～）

- ・ 概要は次の通り。
 - a) 認証局の認定は科学技術省の管轄となる。
 - b) ラオス国内に設立されていること。
 - c) 海外から来着する電子文書に付された海外認証局に基づく電子署名については、海外認定局の査定は科学技術省の管轄とする。
- ・ しかし、現在のところ認証局として機能しているのは科学技術省内部の当該部門のみ

¹⁷ 原文の説明でもどのような例を指すか特定が難しいが、筆者のイメージとしては恐らく 1)は例えばタブレットでの自筆署名のイメージ、2)は指定の I/D・パスワードでの確認、3)は公開鍵基盤(PKI)等での電子署名と言ったところかと思われる。

とみられる。¹⁸

3. ASEAN シングル ウィンドウ (ASW) との連携

3-1. 電子特定原産地証明 (e-PCO: Electronic Preferential Certificate of Origin)

1-7.項 (3) を参照願う。

3-2. 電子植物検疫証 (e-Phyto: Electronic Phytosanitary Certificate)

- ・ ラオスのシステムとしては e-Phyto 検疫システムは構築されていない。
- ・ 2020 年 12 月に欧州の TRACES (the EU Trade Control and Expert System)のオンライン講習が実施された¹⁹由で、その中に TRACE をラオスから Web で呼び出し、e-Phyto の手続きを行う方法が教示された模様である。EU 側のニーズが先行しているように見える。
- ・ 動植物検疫証を主管する農業森林省 (MAF) や食品安全証の発給を行う健康省 (MOH) も、ASEAN で進められている e-SPS に参加するために、プロセスの電子作業推進が必要で、ASW の動静には積極的関心があるとみられる。

3-3. 電子輸出申告情報共有 (ACDD: ASEAN Customs Declaration Document)

- ・ 2022 年 11 月より、LNSW が一部 ASYCUDA と連携し、利用者は ASEAN Customs Declaration Document (ACDD)を、ASYCUDA にアクセスせず、LNSW から直接操作できるようになった。²⁰
- ・ 公式な発表は見当たらないが、ASYCUDA の機能と一部連携したラオスのシングルウィンドウを「NSWA+」と表示しているケースが見られる。
- ・ LNSW を ASYCUDA に連結させることの是非について先述した部分も参照願いたい。輸出申告は輸出者が輸出国税関に申告するもので、申告内容は輸出者の所有情報である。その内容には取引の機密情報も含まれるので、取り扱いには相応の留意が必要となる (ASYCUDA 側の論点もその辺りにあるのではないかと推測される)。
- ・ 一方、輸入国側の税関としては、輸出国税関から輸出品に係る輸出申告情報がいち早くデータで入手できれば、当該品の輸入通関におけるリスク管理等が容易となり、迅速な通関処理、貨物搬出許可処理が可能となる。
- ・ 両者が折り合いをつけるような形で、輸出申告そのものではなく、その中から特定の 15 項目ほどを、輸出者の合意のもとに輸出国のシステムから自動抜粋して、輸入国税関に伝送する仕組みとしてできたのが ACDD である。

¹⁸ <https://www.dfdl.com/resources/legal-and-tax-updates/lao-pdr-legal-update-regulating-electronic-signatures/>

法制税制に係るラオス企業である DFDL 社の上記 URL の一節に次のような記載あり。「ビジネス上電子署名が必要な個人や企業は電子署名証明書を郵便・電話通信省の関係部局より取得しなければならない。」

¹⁹ <https://intracen.org/news-and-events/news/lao-peoples-democratic-republic-uses-e-certificates-to-fast-track-exports-of>

²⁰ <https://laonsw.net/web/epermitsv2/news>

- ・ 輸入通関が迅速化することは、輸出・輸入両側を含むサプライチェーンの物流の迅速化となる故、合理的な仕組みといえる。
- ・ LNSW が ASW を介して他の AMS に連携し、その国際システム連携によりラオスとして ACDD の取扱いが可能となる。

3-4. 税関トランジットシステム (ACTS: ASEAN Customs Transit System) ²¹

- ・ AMS の中でも陸上で国境を接するラオス、タイ、ベトナム、カンボジア、更にその先に間接的に陸路がつながるマレーシア、シンガポールの 6 カ国において、輸出国で輸出通関が実施されたトラック運送貨物は、経由地の国境では再度輸出入通関をすることなく、輸出申告の時点で発行される ACTS の貨物番号(Dummy No.)と、それにリンクされた積荷データで貨物の確認がなされ、トラックの積替えやトレーラーヘッドの交換なども必要とせず、そのまま通過できるようにする仕組みである。
- ・ 関税、税金、その他の費用支払いの保証として要求される銀行保証も、国境ごとに要求されることなく、輸出国での手続き時に手配されたものが全行程で有効になることも相まって、輸出入に係る時間、コストが大幅に縮減され、物の域内移動の自由化に沿う仕組みといえる。
- ・ 輸入業者、輸出業者、運送業者、貨物輸送業者、通関業者を含むすべての貿易業者が、国境を越えて商品を輸送するために ACTS を利用することができるが、利用するには、当該 AMS の税関当局 (CA) に中継貿易業者として登録する必要がある。
- ・ 内陸国であるラオスにとっては AMS の中でも、最も ACTS の恩恵が受けやすいと言えよう。
- ・ ラオスにおいて ACTS に対応している国境検問所は以下の通りである。²²

地図に国境検問所の場所を示す。

地図の原本はラオスの National Online Project を使用。場所は GoogleMap をベースに筆者が凡その場所に該当する番号を振ったもの。

また先述の「LNSW が導入されている国境検問所」は、下記の②に該当する Friendship Bridge 1 と、ラオス北部の中国国境の Boten になるが、後者は ACTS の対象ではないので、番号無しで二重丸で示した。

<ベトナム国境>

- ① Nampaow Customs Checkpoint, Bolikhamsay Province

<タイ国境>

- ② **Friendship Bridge 1 International Customs Checkpoint, Vientiane Capital**
- ③ Friendship Bridge 2 International Customs Checkpoint, Savannakhet Province
- ④ Friendship Bridge 4 International Customs Checkpoint, Bokeo Province;
- ⑤ Daensavanh Customs Checkpoint, Savannakhet Province

²¹ <https://acts.asean.org/acts>

²² <https://acts.asean.org/traders-guide/designated-routes-and-customs-office>

<カンボジア国境>

⑥ Nongnokkien International Customs Checkpoint, Champasack Province

<中国国境>

◎ Boten Customs Checkpoint



出典：Nations Online Project, Cambodia

4. 貿易情報ポータル (TIP: Trade Information Portal)

- ・ ラオスの貿易情報ポータルはサイト²³として整備されているが、内容はこれから充実していくものと思われる。

²³ <http://laotradeportal.gov.la/>

- ・ 登録した I/D パスワードでアクセスできる仕組みとなっている。
- ・ 画面の下部に World Bank のテロップが流れるようになっているが、ここをクリックすると World Bank のラオス拠点のサイトにつながり、ここからも情報が取れる仕組みとなっている。例えば「ラオス経済観察 2022 年 10 月マクロ経済の脆弱性への取り組み (Lao Economic Monitor, Oct 2022: Tackling Macroeconomic Vulnerabilities - Key Findings)」といった情報が掲載されている。
- ・ 貿易情報ポータルへのアクセス画面



5. 貿易プラットフォーム

貿易プラットフォームに相当するシステムは保有しない。

ブルネイ

ブルネイ・ダルサラームは、ASEAN の国の中でも、人口が 45 万人ほど（次に少ないシンガポールでも約 500 万人）で、シングル ウィンドウの捉え方も少々違ってくると思われる。

また政体について、イスラム教国君主スルタンが国王、首相、国防相、財務相、外務・貿易相を兼ねていること²⁴も考慮しておく必要がある。

1. シングル ウィンドウ (National Single Window)

1-1. 概要：

- (1) 名称： Brunei Darussalam National Single Window (BDNSW)
- (2) 稼働： 2017 年 4 月 1 日
- (3) 主管： 財務省 王室関税物品税局

1-2. BDCSW に連携する関係省庁・当局²⁵

財務省	税関局 企業登録局 供給・店舗局
外務省	国債貿易局（原産地証明発行）
宗教関連省	ハラール食管理局 イスラム説教センター
健康省	食品品質・安全局 医療品サービス局 サービス局 タバコ杏梨局
資源・観光省	農業・農業関連製品局 森林局 水産局 産業開発局 ライセンスシステム
開発省	環境局
通信省	情報通信技術局 陸上運輸局 港湾局
文化青年運動省	博物館局

²⁴ <https://unimelb.libguides.com/c.php?g=930183&p=6721965>

²⁵ <https://bdnsw.mofe.gov.bn/Pages/OGA.aspx>

総理府

警察庁
慣例伝統局

1-3. 趣旨・目的

- 趣旨： 輸出入に係る情報や文書のデータ発信・データ交換をオンラインプラットフォーム上で一元的に可能とするシステムである。
財務省 王室関税物品税局によって提供される BDNBW は、貿易に関連した官民の利用者が作成する貿易関連の情報や文書を、管理・規制当局とのデータ交換あるいは伝送するための一般的なオンライン・プラットフォームである。
複数の貿易手続き関連のアプリケーションが一つのアプリケーションに統合され、複数の規制当局に一元的に電子的に伝送され、それぞれの規制当局は自動的に許可を発給したり、決定を下すことが出来るようにする。
- 目的： 規制当局による貿易手続きを単純化し、貨物の通関や搬出許可を迅速化する。

1-4. 機能

- BDNSW を使用することで、輸出入申告や関連する許認可申請が電子的に可能となり、規制当局からの許認可も BDNBW を通じて得ることが出来るようになる。
- 即ち、輸出入者は、税関や許認可取得のために役所に行くケースが減少し、紙の書面での作業が不要となり、WEB サイトを通じて許認可の査定結果を得ることが可能となる。
- 具体的なアプリケーションは次項で、アクセスページの展開を追って記述する。

1-5. BDNBW のアクセス画面²⁶

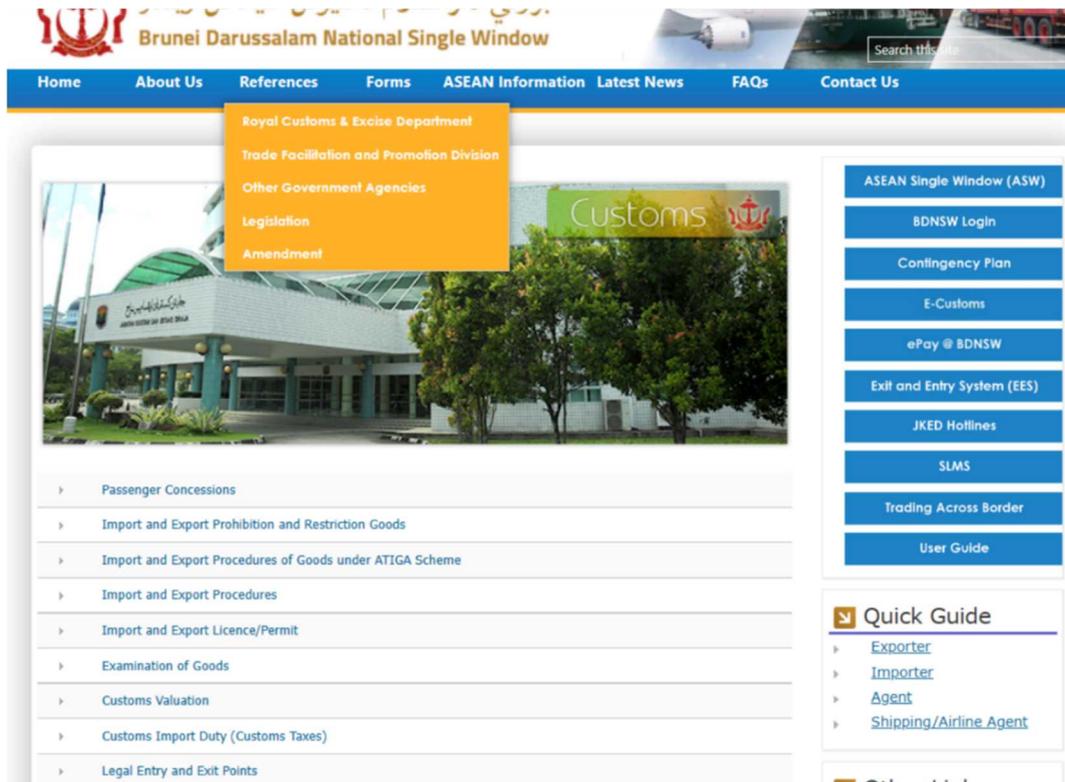


²⁶ <https://bdnsw.mofe.gov.bn/Pages/Home.aspx>

1-6. BDNSW の“Reference”（上図矢印のタグ）からリンクされる各種サービス

(1) 王室関税物品税局

- ・ 税関機能
 - ① 輸出入禁止・規制商品
 - ② ATIGA ベースの貨物の輸出入手続き
 - ③ 輸出入手続き
 - ④ 輸出入ライセンス・許可
 - ⑤ 貨物の検査
 - ⑥ 税関査定
 - ⑦ 輸入税
 - ⑧ 法的に搬入・搬出の起点となる場所
- ・ 税関画面からリンクされているサイト：
 - a) ASEAN Single Window
 - b) E-Customs （後述参照）
 - c) e-Pay@BDNSW（利用者は各自の端末に伝送されてくる Bill Reference No. を使って、オンラインで税関への支払いを行うことができる。）等
- ・ 税関画面



(2) 貿易円滑化と促進

原産地証明の自己証明についての説明（後述参照）

(3) その他の許認可省庁

画面では 21 の対応許認可証関連がリストアップされ、リンクされている。例えば

- | | |
|--------------|--------------|
| a) 原産地証明 | b) 食品品質・食品安全 |
| c) 医薬品管理 | d) タバコ管理 |
| e) 農業・農業関連製品 | f) 工場局関連 |
| g) 水産局 | h) 企業登録 |
| i) 供給・店舗 | j) 環境局関連 |
| k) 情報通信局関連 | l) 陸上輸送局 |
| m) 郵便局 | n) 警察庁 |
| o) 保安局 | p) ブルネイ美術館 |

1-7. BDNSW 利用の流れ

(1) 王室関税物品税局（RCED）に登録する

- a) BDNSW を使用して輸出入・トランジット手続きを行うものは事前に BDNSW のサイト入力あるいは RCED に必要事項をオンラインで登録すること。
- b) RCED のカスタマーセンターに登録書類を提出することもできるが、いずれの場合でも受理されると、利用者 I/D とパスワードが交付される。
- c) 登録手続きは無料。
- d) 認可通関業者を起用する個人は、上記登録は強制ではない。

(2) 管理対象商品に係る許可を申請する

- a) 禁止品や規制品でない限り、全ての商品は輸出入できる。規制品に該当する場合は許認可当局のライセンスあるいは許可証が必要となる。
- b) 上記の許認可取得プロセスは、BDNSW を利用することで効率化されている。
- c) 許認可の個別の役所に赴く必要がなくなっている。
- d) 次のものについては必要事項が入力されていれば自動的に許可される。
 - i) 情報通信技術局監督下の通信機器
 - ii) 食品安全・品質関連に係る健康局監督下の食品

(3) オンラインで輸出入申告を行う

- a) 通常の商品の輸出入は直接 BDNSW に申告出来る。
- b) 規制品の場合は当該許認可局の許可が必要だが原則一日で取得可能。
- c) 輸出入申告は無料だが、通関業者に依頼した場合はその費用が発生する。

(4) 納税が必要な商品に係る税金の支払い

- a) ブルネイに輸入されるものについては輸入税が必要である。
- b) 2017 年から関税が改訂された。
- c) 課税対象金額は商品の CIF 価格である。

(5) 検査と通関

- a) 規制対象となる商品は貨物検査の対象となる。
- b) 場合によってはそれ以外の貨物についても検査の対象となる。
- c) 貨物検査を受ける時に必要となるのは、
 - ① 輸入申告書
 - ② インボイス
 - ③ 船荷証券 (B/L) あるいは Air Waybill
 - ④ 商品に対応する許認可当局のライセンスあるいは許可証
 - ⑤ 輸送品、手荷物などには輸入申告は不要である。

1-8. 税関システム

- ・ BDNWS の”Royal Customs & Excise Department”²⁷ タグから税関のサイトに入ると、そこから “e-Customs”²⁸のサービスにアクセス出来る仕組みとなっている。
- ・ 比較的規模が小さな国に多く導入されている国連 UNCTAD の ASYCUDA 税関システムは、BRUNEI には導入されておらず、独自とみられる “e-Customs” が使用されている。
- ・ 外部から e-Customs にはアクセスできずエラーとなるので、詳細は不明。

2. 法制度

2-1. 電子取引法

- ・ 名称： Brunei Electronic Transaction Act²⁹ B.L.R.O. 4/2008
- ・ 施行： 改訂版 2008 年
- ・ 内容：
 - ① 目的・適用等
 - ② 電子記録と電子署名一般
 - ③ ネットワークサービス提供者の責任
 - ④ 電子契約
 - ⑤ 安全な電子記録と電子署名
 - ⑥ 電子署名の効果
 - ⑦ 電子署名に係る一般的な義務
 - ⑧ 認証局の義務
 - ⑨ 利用者の義務
 - ⑩ 認証局の規則
 - ⑪ 電子記録と電子署名の政府使用
 - ⑫ 守秘義務 その他

²⁷ <https://bdnsw.mofe.gov.bn/Pages/RoyalCustomsExciseDepartment.aspx>

²⁸ <https://ecustoms.mof.gov.bn/SignIn.aspx>

²⁹ [https://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LOB/pdf/Electronic%20Transactions%20\(chp.196\).pdf](https://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LOB/pdf/Electronic%20Transactions%20(chp.196).pdf)

- ・ <電子取引法のいくつかのポイント>
 - ① 電子記録であることを理由に情報の法的拘束力を拒否してはならない。(第6条)
 - ② 他法令で書面の文書が求められている場合でも、(人が)確認できるものであれば電子文書での代用が認められる。(第7条)
 - ③ 文書に署名が求められているケースでも電子署名で代用できる。(第8条)
 - ④ 文書の保存義務が課せられている場合、一定の条件(詳細記載あり)が整備されている場合は電子文書を保存することで代用される。(第9条)
 - ⑤ 送信者・受信者間において、電子記録であることを理由に、その内容の法的拘束力について争ってはならない。(12条)

2-2. 電子署名

(1) 電子署名の有効性³⁰

- ・ 次の条件を満たす時、電子署名は有効と見做される。
 - a) それを使用する人に固有のもの。
 - b) そのような人物を特定できること。
 - c) 使用者の単独の管理下にある方法または手段を使用して作成されたもの。
 - d) 記録が変更された場合に電子署名が無効になるような方法で、関連する電子記録にリンクされていること。
- ・ 電子署名に必要な認証証について
 - a) 署名は認証局による認証証の有効期限内に行われること。
 - b) 認証証に記載されている公開鍵で検証できること。

(2) 認証局 Certified Certification Authority

ブルネイの政府認定認証局は次の通り。

BRUNEI DARUSSALAM NATIONAL ACCREDITATION COUNCIL³¹

3. ASEAN シングル ウィンドウ (ASW) との連携

3-1. 電子特定原産地証明 (e-PCO: Electronic Preferential Certificate of Origin)

- ・ ASEAN の ATIGA e-Form D は、上述の e-Customs システムで取り扱いができるような情報もあるが、実際には e-Customs には外部からアクセスが出来ないので詳細は不明。
- ・ <自己証明>

DNSW の "Trade Facilitation" のタグを選択すると、原産地証明の自己証明についての説明が表示される。
- ・ 2010 年にブルネイ、マレーシア、シンガポール、タイ間で、地域自己証明システム (Regional Self-Certification System) の実装について合意した。
- ・ 自己証明が許諾されるのは、外務・貿易省 (Ministry of Foreign Affairs) に ATIGA 原産地証

³⁰ <https://www.docusign.com/products/electronic-signature/legality/brunei/>

³¹ <https://bdnac.moe.gov.bn/>

明の登録をしており、かつ、貨物の記録の追跡調査をする能力を持つ企業でなければならない。

- ・ 自己証明を行った場合は、パイロットプロジェクトとしての記録として残すために、外務・貿易省に報告しなければならない。
- ・ (注釈) 原産地証明の自己証明というのは国が優良と認定した輸出者が、商工会議所などの第三者機関から原産地証明を取得するのではなく、輸出者が輸入者に対して発行するインボイスなどの商用書類に定められたフレーズで貨物の原産地を宣言することにより、原産地証明と同様の ASEAN 域内特惠関税が適用されるという制度である。しかし、ASW では未だ商用文書がビジネス事業者間で電子文書として頻繁に交換される状態には無いので、ここでの自己証明も書面をベースにしたものと理解される。

3-2. 電子植物検疫証 (e-Phyto: Electronic Phytosanitary Certificate)

- ・ 2012年7月に天然資源・観光省 農業・農業製品局 バイオセキュリティー部が創設され、動植物検疫も担当することになったが、電子化には至っていない模様。³²

3-3. 電子輸出申告情報共有 (ACDD: ASEAN Customs Declaration Document)

- ・ 輸入国税関のリスク管理や輸入品の査定の際に、輸出国から輸出申告のデータが一部でも提供されれば、輸入通関が円滑化し通関時間の短縮が可能となるというのが ACDD の趣旨となる。
- ・ ブルネイ側からの情報はインターネット上に見当たらないが、フィリピン税関の情報によると、2022年5月からブルネイも ACDD の本格運用 (live electronic exchange) に参加している由である。³³
- ・ 同様情報はシンガポール税関の ACDD 関連のサイトにも掲載されている。³⁴
- ・ ブルネイの輸出は石油、天然ガスが中心で、内容もそれほど複雑ではなく、一回の取引額が大きく、輸出先、回数が限られていると思われるので、ACDD の効用をもっぱら享受する側、輸入が主となり、ブルネイは ACDD を歓迎する立場にあると思われる。

3-4. 税関トランジットシステム (ACTS: ASEAN Customs Transit System)

- ・ ACTS は複数の国境を越えて陸上輸送される輸出入貨物の国境通過・通関を効率化するために、輸出国で輸出通関を行えば、そのデータが経由国の税関にも共有され、都度通関を繰り返す必要を無くすという仕組みである。
- ・ ブルネイはボルネオ島の、海以外はマレーシア国土に囲まれた立地となっているので、道路はマレーシアとの国境を持つが、少なくとも輸出産業の石油・天然ガスは港湾での通関が主

³² <http://www.agriculture.gov.bn/SitePages/Biosecurity.aspx>

³³ <https://customs.gov.ph/asean-announces-the-live-electronic-exchange-of-the-asean-customs-declaration-document-acdd-of-the-philippines-with-brunei-and-indonesia/>

³⁴ <https://www.customs.gov.sg/businesses/international-connectivity/acdd/>

となり、輸入についても、マレーシアからが約 20%を占めるが、ボルネオ島内から陸路で搬入される部分がそれほど多いとは思えない。

- ・ 従って現在は ACTS に加盟していないが、2024 年にインドネシアが首都をジャカルタからボルネオ島のインドネシア国土カリマンタンに遷都するとの話もあり、それが実現すればマレーシア国土経由の陸路の輸出入が増大する可能性があり、ACTS の利便性を享受しようとの動きが生じるかもしれない。

4. 貿易情報ポータル (TIP: Trade Information Portal)

- ・ Trade Information Portal あるいは Trade Information Repository という特定の情報提供システムは見当たらないが、BDNSW の項目には海外からも参照して情報が得られる機能がある。例えば "Trading Across Border" のタグを開けると、直近の貿易関係の情報が提供されている。
- ・ ブルネイのそれほど多様性が大きくない産業構造からみて、他国ほど Trade Information Portal の役割も大きくないかとも想像される。

5. 貿易プラットフォーム

貿易プラットフォームに相当するシステムは保有しない。

国連 CEFACT からのお知らせ

15 March 2023:

UN/CEFACT is pleased to launch a call for participation for the project “[Data Governance for Trade Facilitation](#)”. Data Governance facilitates smooth movement of data across entities and borders. In the light of the increased cross border data flows in the context of domestic and cross-border trade along with data localization, privacy issues and guidelines, it becomes imperative to have governance related guidelines and controls in place. The purpose of this project is to look at Data Governance especially in Trade Facilitation (TF) in the context of UN/CEFACT’s mandates and create a whitepaper that focuses on studying existing Data Governance and presenting best practices for existing systems that can act as a guide for future implementation. If you would like more information, please contact the project lead: [Sray Agarwal](#).

UN/CEFACT は、「貿易促進化のデータガバナンス」プロジェクトの参加者募集を開始します。データガバナンスはエンティティと国境を渡るデータの円滑な動きを促進します。国内および越境貿易に伴うクロスボーダーデータフローの増加、データローカライゼーション、プライバシー問題、ガイドラインに照らし合わせると、ガバナンス関連のガイドラインとコントロールが不可欠になります。このプロジェクトの目的は、UN/CEFACT の委任された管理範囲における、特に貿易促進化でのデータガバナンスを検討し、現存するデータガバナンスの研究と、将来実践のガイドとしての現存システムのベストプラクティスに着目したホワイトペーパーを作成することです。より詳細な情報をご希望の方は、プロジェクトリーダーの Sray Agarwal までご連絡ください。

8 March 2023:

UN/CEFACT is pleased to launch a call for participation for the project “[Digital Identity Standardization for Trade Facilitation project launch](#)”. The purpose of this project is to evaluate how legal entity and asset identification is managed in cross border paperless trade. The project will evaluate entity-level trust services and the advantages given mutual recognition across entities involved in the supply chain. It will test the hypothesis that the current lack of a consistent identifier for the many actors involved in cross-border movement of goods and related service hinders the development of effective IT-support systems and limits digitalization efforts by trade standards organizations. If you would like more information, please contact the project lead: [Clare Rowley](#).

UN/CEFACT は、「貿易円滑化プロジェクト立ち上げのためのデジタルアイデンティティ標準化」プロジェクトの参加者募集を開始します。このプロジェクトの目的は、越境ペーパーレス貿易において法人と資産識別はどのように管理されているかを評価することです。このプロジェクトでは、エンティティレベルのトラストサービスを評価し、サプライチェーンにおけるエンティティ間で相互承認される利点を評価します。貨物と関連サービスの越境を越えた移動の関係者には一貫した識別子が欠如しているため、有効な IT サポートシステムの開発が妨げられ、貿易標準化組織のデジタル化における取り組みが制限されるという仮説を検証します。より詳細な情報をご希望の方は、プロジェクトリーダーの Clare Rowley までご連絡ください。

2023 年度事業計画及び予算について

事務局

2023 年度事業計画及び予算について、本年 3 月 8 日に開催された理事会において決議、3 月 28 日に開催された評議員会において承認をいただいた。

1. 事業計画（概要）

広報普及事業に関しては、国内における貿易分野全般での手続の円滑化・デジタル化推進の潮流、国際的なトレードファイナンス関連プロジェクトの立ち上げといった協会を取り巻く外部事業環境を踏まえ、国連 CEFAC における活動、それに関連する日本国内での活動、アジア発の新たな活動等の活性化、プロジェクトメンバーへの活動資金援助と育成に取り組むことを計画している。

JASTPRO コード事業に関して、第 7 次 NACCS でも当コードの利用が見込まれているものの、NACCS では法人番号のみで利用可能なサービスの拡充も進んでいる。他方で越境 e コマース伸長による輸出入申告件数は増大しているがコード利用者数は伸び悩んでおり、輸出入新規参入者のコード登録を逸している可能性がある。以上の事業環境を踏まえ、短期的には周知活動を通じた登録者数拡大による事業安定化、中長期的には新たな価値創造による優位性の確立を目指す。

その他の事業として、経済産業省の「貿易プラットフォーム活用による貿易手続きデジタル化推進事業」の補助事業者として採択されたので、公募から補助金交付までの円滑な運営を実行できるよう補助事業者としての責務を果たす。

2. 予算（概要）

2023 年度予算ではベースアップ等による人件費増、国際会議の対面開催再開による海外旅費の計上などによる支出額の増加要因はあるものの、経済産業省補助事業の受託により収益増が見込まれ、公益目的支出計画額としては例年と同レベルの予算となる。

- (1) 公益目的支出計画の実施のために、公益事業活動（広報普及事業及びコード事業）収入については 134 百万円、これに対応する公益事業活動支出は 165 百万円を見込み、▲31 百万円の支出超過として、同額を公益目的支出額として計上する。
- (2) 経産省補助事業等を加えた法人全体としての収入は 186 百万円、これに対応する支出は 215 百万円となり、法人全体の収支は▲29 百万円となるが、公益目的支出計画実施による公益財産残額からの補填で実質的には収支均衡とする。

事業計画書及び予算書は、賛助会員専用ページでご覧いただけます。

賛助会費お振込みのお願い

一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会の事業運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、有難く衷心より御礼を申し上げます。

当協会は、我が国における貿易関係手続の簡易化を図り、もって貿易関係業務の効率化に資することを目的として設立され、国連 CEFACT の定める貿易手続国際標準の普及活動をはじめ、貿易関係手続を円滑に進める上で必要となる貿易協定上の諸手続きの調査研究などに取り組み、その成果を賛助会員はじめ関係業界、企業に還元しております。

今期活動におきましては、国内における貿易分野全般での手続の円滑化・デジタル化推進の潮流、国際的なトレードファイナンス関連プロジェクトの立ち上げといった協会を取り巻く外部事業環境を踏まえ、国連 CEFACT における活動、それに関連する日本国内での活動、アジア発の新たな活動等の活性化、プロジェクトメンバーへの活動資金援助と育成に取り組み、皆様のビジネスにも貢献できまよう鋭意努力して参る所存でございます。また、新規事業として、経済産業省の「貿易プラットフォーム活用による貿易手続きデジタル化推進事業」の補助事業者を受託しました。これにより人材の有効活用を図ると共に協会運営の継続性を確保し、賛助会費の有効活用に鋭意努めて参ります。

つきましては、当協会の事業活動に本年度もご理解を賜り、賛助会員の会費のご支援をお願いいたしたく、2023 年度分の御請求書を別途お送りさせて頂きました。大変に厳しい時節柄誠に恐縮に存じますが、どうぞよろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

賛助会費：法人 1 口 7 万円（個人 1 口 1 万円）×口数

振込期日：2023 年 7 月末日

振込先口座：

口座名義：一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会

イッパンザイダンホウジンニホンボウエキカンケイテツヅキカンイカキョウカイ

みずほ銀行 浜松町支店(148) 普通預金 口座番号 0 6 7 3 6 3 3

三菱 UFJ 銀行 東京公務部(300) 普通預金 口座番号 0 0 0 0 5 5 9

三井住友銀行 東京公務部(096) 普通預金 口座番号 0 0 0 1 4 4 5

編集後記

3月末に、台湾で AFACT 事務局を担当する組織からのご招待をいただき、台北と高雄で開催される Smart City Summit & Expo (SCSE) に参加しました(詳細は来月号にて掲載します。お楽しみに)。

台湾に行くのは初めてで、色々なところが新鮮なはずだったのに、天気や空気の匂いが出身地である香港に似ているため、妙な懐かしさと親しみも覚えました。

台北には古い建物が多く、街を歩けば、伝統的なお菓子やデザートを売るお店や、通りかかる屋台も時に見られます。このような建物と独特の文化が、他では決して見ることのできない景色を、台北を作り上げたのです。

だからといって、台北の文化と歴史を守るために街の開発を止める必要はありません。SCSE では、都市をスマート化するための様々な方法が提案されましたが、どれも古い建物を壊したり、文化の象徴を取り除いたりというアイデアはありませんでした。現代人のための利便性とその街を作り上げた過去の人々の足跡のバランスをしっかりとることこそが、最も理想的な都市計画ではないかと思っています。(S)

月刊誌印刷コスト削減について

月刊誌 JASTPRO の印刷版は、これまで保存の利便性向上のため 2 穴あけ加工を行っていましたが、勝手ながらこの加工を今月号より取りやめさせていただきます。

このたび経費削減の一環として発注先印刷業者が提供する格安新サービス(2 穴あけ加工対応不可)を採用することにいたしました。必要な場合、標準規格の 2 穴パンチにてご加工ください。

ご不便をおかけして恐縮ではございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

—知的財産権について—

本誌の全てのテキスト、イメージ、データ、情報及びその他の著作物（以下、これら全てをコンテンツといいます）に関する知的財産権（著作権、商標権等の全ての権利を指します。以下、知的財産権といいます）は、JASTPROあるいは表示された所有者の財産であり、知的財産権に関する法律等により保護されています。

—引用について—

関連する法律に従って、本誌が意図した目的の範囲内に限り、本調査研究報告書のコンテンツを引用できます。ただし、引用の際、以下の要件をお守りいただくようお願いいたします。

1. 出典を明記すること
2. 引用部分とオリジナル部分を明確に区別すること
3. 原文通りに引用すること

引用後、下記メール宛にて当協会へご連絡頂ければ幸いです。

soumu-kikaku@jastpro.or.jp

本誌に掲載の各論文は、執筆者の個人的見解であり、当協会の見解を必ずしも代表するものではありません。

JASTPRO 第49巻 第1号 通巻第527号

2023年4月30日発行23-01

[発行所] 一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
キューアス八丁堀第二ビル4階

[電話] 03-3555-6031（代）

[FAX] 03-3555-6032

[編集人] 秋田 潤

禁無断転載



UN/CEFACT
Japan

一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会は、国連CEFACT（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）に日本事務局として登録されています。

Japan
Association for
Simplification of International
Trade
PROCedures